

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | | |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式 |

質問件名 東京サレジオ学園北側の大規模開発について

質問要旨

本年、上水南町 4 丁目の東京サレジオ学園北側の土地約 9,200 m²がトヨタホーム株式会社に売却されることとなった。小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例(以下、条例と呼ぶ。)に従い、土地利用構想届出がなされた。その後、本年 6 月 25 日に、事業計画の概要に関する説明会が開催され、同 7 月に、周辺住民からさまざまな意見書が提出された。条例に定める手続上、今は、事業者からの見解書提出を待っている段階である。

条例第 5 条に、事業主の責務が次のとおり記載されている。「事業主は、安全で快適なまちづくりを推進するため、開発事業を行うに当たっては、その内容を都市計画マスタープランの方針に適合させ、自らも地域社会の一員としての社会的使命を自覚し、市民とともにまちづくりを行うものとする」

まさに、市民とともにまちづくりを行ってほしいという願いをもつ周辺住民が、小平市民等提案型まちづくり条例を活用し、地区まちづくり協議会設立に向け準備会を登録するなどの活動と並行して、事業者話し合いの機会を求めている。しかし、実現していない状況がある。そこで、市に質問する。

1. 条例第 5 条の、事業主の責務について、具体的に例えばどういったことをすれば、市民とともにまちづくりを行ったことになると考えるか。
2. 本年 6 月に事業者から示された構想では、袋路状道路が設けられている。その距離は市内で最長級である。大規模土地取引行為の届け出に対する市長の助言や、本年 8 月 9 日に行われた小平市土地利用審議会での答申案では、安全な避難路を確保するため、道路のネットワーク化を求めている。その根拠となる条例の施行規則別表第 6 には、道路の整備基準として「両端が他の道路に接続すること」とある。一方で、但し書きとして「市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めたときは、袋路状道路とすることができる」ともある。袋路状道路について、市長が避難及び通行の安全上支障がないと認めるのは、具体的にどういう場合か。
3. 条例第 18 条 2 項に「事業主は、前項の規定による説明を行うに当たっては、紛争の予防に努めなければならない」とある。紛争の予防に努めるとは、具体的に例えばどのような行為を想定しているか。
4. 市の都市計画課によるガイドブック「開発事業に関する説明を受けるにあたって」には、開発事業によって生じやすい住民と事業主における問題は、当事者間の自主的な話し合いにより解決することが基本であると記載されている。これは条例第 5 条の、事業者の責務に関する部分でもある。住民から求めても話し合いの機会が設けられない場合などに、市が事業者に対し、住民との話し合いの機会を設けるよう促すなど、何らかの関与は行っているか。
5. これまでに、条例が制定されてから、市で土地利用構想に係る調整会が開催された総回数は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 4 年 8 月 29 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
